

第六次千葉県障害者計画の推進体制

1. 千葉県総合支援協議会（第六次千葉県障害者計画策定推進本部会）

※策定時同様に6つの専門部会で具体的な検討を行った結果について本部会で検討。

◇本部会

(1) 主な検討事項

- 第六次千葉県障害者計画の進捗管理
- 第七次千葉県障害者計画の策定（第七次本部会）
- 重点事業の検討
- その他必要な事項

(2) 開催時期の目安

○平成30年度（計画1年目）・・・3から4回程度

- | | | |
|-----|----------|-----------------------------------|
| 第1回 | 平成30年 8月 | 第五次計画進捗管理、
平成31年度重点事業の検討 |
| 第2回 | 平成30年11月 | 各専門部会での検討事項 |
| 第3回 | 平成31年 2月 | 第五次及び第六次計画進捗管理、
平成31年度重点事業について |

○平成31年度（計画2年目）・・・3から4回程度

- | | | |
|-----|----------|---|
| 第1回 | 平成31年 8月 | 第六次計画進捗管理、
平成32年度重点事業の検討 |
| 第2回 | 平成31年11月 | 第七次計画策定に向けたスケジュール等 |
| 第3回 | 平成32年 2月 | 第六次計画進捗管理、
平成32年度重点事業について
第七次計画策定 |

第七次本部会

○平成32年度（計画3年目）・・・5から6回程度

- | | | |
|-----|----------|-----------------------------|
| 第1回 | 平成32年 6月 | 第六次計画進捗管理、
平成33年度重点事業の検討 |
| 第2回 | 平成32年 9月 | 第七次計画策定 |
| 第3回 | 平成32年11月 | 第七次計画素案 |
| 第4回 | 平成33年 2月 | 第七次計画案 |
| 第5回 | 平成33年 3月 | 第七次計画案 |

(3) 委員任期（3年間）

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

◇専門部会

(1) 主な検討事項

- 第六次千葉県障害者計画の進捗管理
- 第七次千葉県障害者計画の策定（第七次本部会）
- 重点事業の検討
- その他必要な事項

(2) 開催時期の目安

○平成30年度（計画1年目）・・・3から4回程度

- | | | |
|-----|----------|-----------------------------------|
| 第1回 | 平成30年 7月 | 第五次及び第六次計画進捗管理、
平成31年度重点事業の検討 |
| 第2回 | 平成30年11月 | 各専門部会での検討事項 |
| 第3回 | 平成31年 1月 | 第五次及び第六次計画進捗管理、
平成31年度重点事業について |

○平成31年度（計画2年目）・・・3から4回程度

- | | | |
|-----|----------|---|
| 第1回 | 平成31年 7月 | 第六次計画進捗管理、
平成32年度重点事業の検討 |
| 第2回 | 平成31年11月 | 第七次計画策定に向けたスケジュール |
| 第3回 | 平成32年 1月 | 第六次計画進捗管理、
平成32年度重点事業について
第七次計画策定 |

第七次本部会

○平成32年度（計画3年目）・・・5から6回程度

- | | | |
|-----|----------|-----------------------------|
| 第1回 | 平成32年 6月 | 第六次計画進捗管理、
平成33年度重点事業の検討 |
| 第2回 | 平成32年 8月 | 第七次計画策定 |
| 第3回 | 平成32年11月 | 第七次計画素案 |
| 第4回 | 平成33年 2月 | 第七次計画案 |
| 第5回 | 平成33年 3月 | 第七次計画案 |

(3) 委員任期（2年間）※公募、推薦等により就任依頼予定

（平成30年度事務）

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

◇障害者総合支援法～（抜粋）

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条

1 ～5 略

6 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

7 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

8 略

第八十九条の二

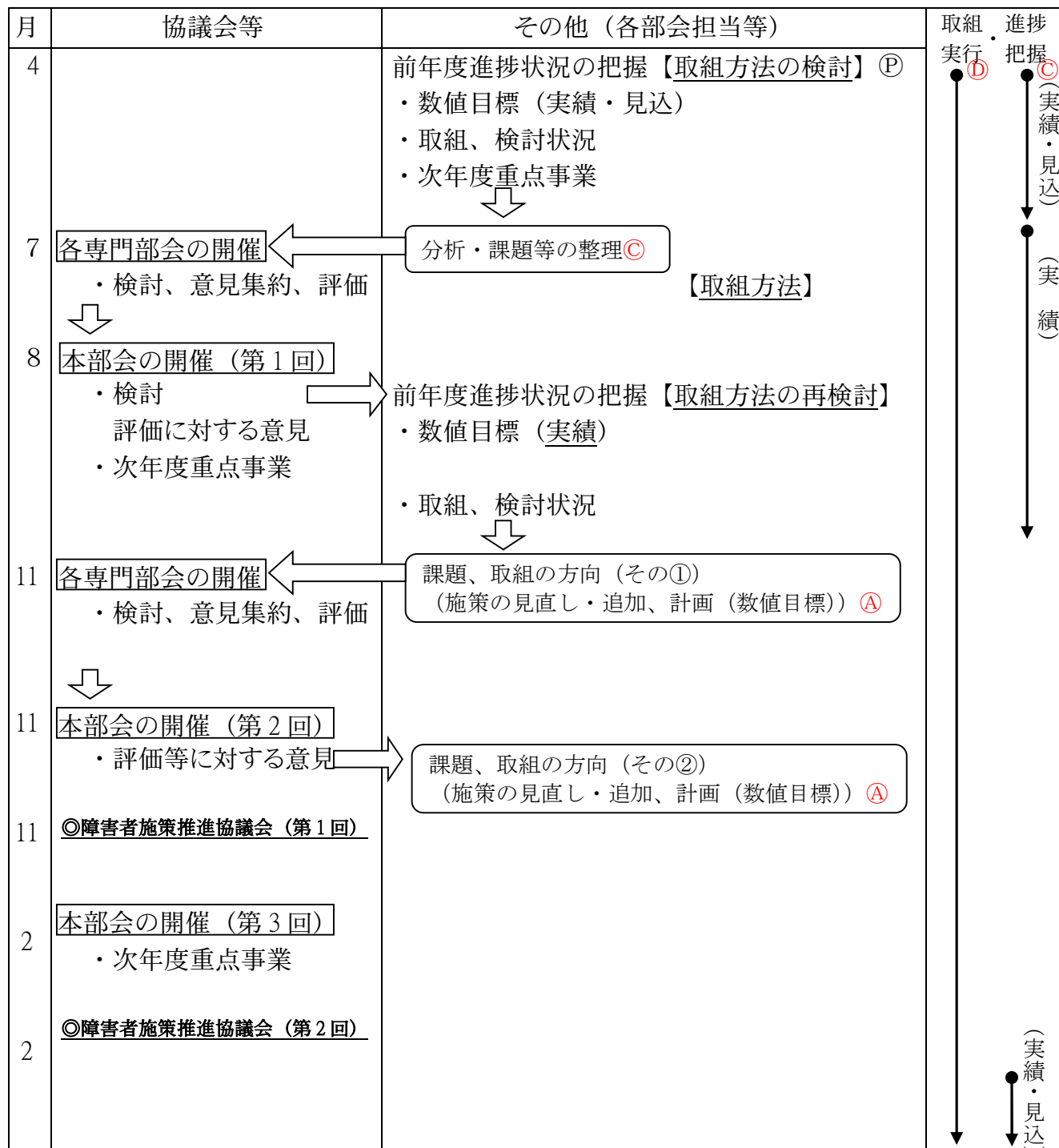
都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2. 第六次千葉県障害者計画進捗管理について

PDCA サイクル

- ①Plan（計画）：数値目標達成に向けた取組の検討
- ②Do（実行）：取組の実行
- ③Check（評価）：取組結果の把握・分析、考察
- ④Act（改善）：考察に基づき、数値目標、取組などを見直す

◇スケジュール概要◇



千葉県障害者施策推進協議会

(1) 主な検討事項

- 第六次千葉県障害者計画の進捗管理
- 第七次千葉県障害者計画の策定
- 重点事業の検討
- その他必要な事項

(2) 開催時期

○平成30年度（計画1年目）・・・1から2回程度

- | | | |
|-----|----------|---|
| 第1回 | 平成30年11月 | 第五次計画及び第六次計画進捗管理、
平成31年度重点事業の検討
各専門部会での検討事項 |
| 第2回 | 平成31年2月 | 第五次計画及び第六次計画進捗管理、
平成31年度重点事業について |

○平成31年度（計画2年目）・・・2回程度

- | | | |
|-----|----------|---|
| 第1回 | 平成31年11月 | 第六次計画進捗管理、
平成32年度重点事業の検討 |
| 第2回 | 平成32年2月 | 第六次計画進捗管理、
平成32年度重点事業について
第七次計画策定に向けたスケジュール等
第七次計画策定 |

○平成32年度（計画3年目）・・・2回程度

- | | | |
|-----|----------|--|
| 第1回 | 平成32年11月 | 第六次計画進捗管理、
平成32年度重点事業の検討
第七次計画素案 |
| 第2回 | 平成33年2月 | 第七次計画案 |

(3) 委員任期

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで（2年間）

◇障害者基本法 ～抜粋～

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

第十一条

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。 ※ 変更は9 項